

|               |
|---------------|
| 総務財政委員会       |
| 令和4年9月15日・16日 |
| 総務部 資料4番      |
| 所管人事課         |

## 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

地方公務員法の改正等を踏まえ、減給時に減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えた場合に適用する補足規定を設けるため、条例を改正する。

### 2 改正概要

減給処分時に減額する額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えた場合の取扱いを設ける。

### 3 施行日

令和5年4月1日

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の懲戒に関する条例（昭和 27 年条例第 6 号）新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>○職員の懲戒に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 27 年 2 月 7 日<br/>条例第 6 号</p> <p>第 1 条及び第 2 条 （略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の範囲で<u>その発令の日に受ける給料</u>（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（同法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 26 号）第 20 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬、第 21 条第 1 項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第 23 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第 24 条に規定する休日給に相当する報酬及び第 25 条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。）とする。以下同じ。）の 5 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第 4 条から第 6 条まで （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | <p>○職員の懲戒に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 27 年 2 月 7 日<br/>条例第 6 号</p> <p>第 1 条及び第 2 条 （略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の範囲で給料（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（同法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 26 号）第 20 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬、第 21 条第 1 項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第 23 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第 24 条に規定する休日給に相当する報酬及び第 25 条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。)) の 5 分の 1 以下を減ずるものとする。</p> <p>第 4 条から第 6 条まで （略）</p> |